

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	平成30年1月17日、午後3時44分頃、君津市東坂田二丁目3番14地先で発生した交通事故。 本市所有の小型貨物車が交差点を直進しようとしたところ、対向車線から右折しようとした相手方所有の小型乗用車の左側後方に接触し、損害を与えたもの。
和 解 の 相 手 方	個人（君津市在住）
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害460,326円のうち、92,065円を支払う。 相手方は、本件事故に関する損害賠償金として、君津市に対し、君津市の損害141,094円のうち、112,875円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	平成30年5月8日

平成30年6月1日提出

君津市長 鈴木 洋 邦